

# 市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）案

平成 26 年 8 月

京 都 市

# 目次

|        |                                  |    |
|--------|----------------------------------|----|
| 第 1    | 改定の趣旨                            | 1  |
| 第 2    | 基本方針（改定版）のポイント                   | 2  |
| 第 3    | 子ども・子育て支援新制度の概要                  | 4  |
| 第 4    | 民間保育園と市営保育所の現状                   | 5  |
| 1      | 保育所整備，職員体制及び運営費の状況               | 5  |
| 2      | 保育内容について                         | 6  |
| 3      | 年度途中の入所への対応について                  | 6  |
| 4      | 障害のある子どもの入所への対応について              | 6  |
| 5      | 虐待を受けた子どもや気になる子どもの<br>入所への対応について | 7  |
| 6      | 地域の子育て支援について                     | 8  |
| 7      | 地域の新たな保育ニーズへの対応について              | 8  |
| 8      | 市営保育所の保育士について                    | 10 |
| 第 5    | 市営保育所の今後の役割・機能                   | 11 |
| 1      | 保育内容について                         | 11 |
| 2      | 年度途中の入所への対応について                  | 12 |
| 3      | 障害のある子どもの入所への対応について              | 12 |
| 4      | 虐待を受けた子どもや気になる子どもの<br>入所への対応について | 12 |
| 5      | 地域の子育て支援について                     | 12 |
| 6      | 地域の新たな保育ニーズへの対応について              | 13 |
| 7      | 市営保育所の保育士について                    | 13 |
| 第 6    | 市営保育所の今後の方向性について                 | 14 |
| 1      | 基本的な考え方                          | 14 |
| 2      | 具体的な方向性                          | 14 |
| (参考資料) |                                  |    |
| 資料 1   | 市営保育所一覧                          | 17 |
| 資料 2   | 市内配置図                            | 18 |
| 資料 3   | 公民別保育所運営費の状況                     | 19 |

## 第1 改定の趣旨

本市では、平成23年12月に「京都市社会福祉審議会 福祉施策のあり方検討専門分科会」において取りまとめられた「市営保育所の今後のあり方について（最終意見）」を踏まえ、増加かつ多様化する保育ニーズに今後とも応えていくことができるよう、平成24年5月に「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

「基本方針」が射程とする期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間となっていますが、本方針の策定当時においては、保育制度改革について国で検討中であり、平成27年度から実施が予定されている子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の内容を反映したものとはなっていません。

このため、「新制度」導入後において、市営保育所の果たすべき役割・機能を改めて示すとともに、増加かつ多様化する保育ニーズに対し、引き続き、公民の役割分担を見直し、公民が一体となって本市の子育て支援の更なる充実を図っていくことを目的として、「基本方針」を前倒しして見直すものです。

## 第2 基本方針(改定版)のポイント

### 改定の趣旨

- 京都市社会福祉審議会 福祉施策のあり方検討専門分科会でとりまとめられた「市営保育所の今後のあり方について（最終意見）」を踏まえ、平成24年5月に「基本方針」を策定。
- 「基本方針」の策定当時においては、保育制度改革について国で検討中であり、平成27年度から実施が予定されている「新制度」の内容を反映したものとなっていない。
- このため、「新制度」導入後において、市営保育所の果たすべき役割・機能を改めて示すとともに、増加かつ多様化する保育ニーズに対し、引き続き、公民の役割分担を見直し、公民が一体となって本市の子育て支援の更なる充実を図っていくことを目的として、「基本方針」を前倒しして見直すもの。

### 子ども・子育て支援新制度の概要

#### 【国が掲げる「新制度」における取組の柱】

- 幼稚園と保育所の良さを併せ持つ「認定こども園」の普及
- 待機児童解消のための保育の量的拡大
- 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

### 民間保育園と市営保育所の現状

#### 1 保育所整備、職員体制及び運営費の状況

- ・ 市内の保育所整備状況や入所児童数については、民間保育園が約9割を占める。
- ・ 民間保育園、市営保育所のいずれにおいても、条例に規定する国基準を上回る保育士が配置されており、職員加配を除き、民間保育園と市営保育所の間で大きな違いはない。
- ・ 運営費における市継足額（一般財源）については、市営保育所は民間保育園に比べて1箇所（定員60名の場合）当たり、年間で4千万円程度、高くなっている。

#### 2 保育内容

民間保育園、市営保育所のいずれにおいても、保育所保育指針に即した保育を実践し、保育の質の向上に向けて取り組んでいる。

#### 3 年度途中の入所への対応

民間保育園と市営保育所において大きな差は認められない。

#### 4 障害のある子どもの入所への対応

民間保育園、市営保育所のいずれにおいても、受入れが行われている。

#### 5 虐待を受けた子どもや気になる子どもの入所への対応

民間保育園、市営保育所のいずれにおいても、受入れが行われている。

#### 6 地域の子育て支援

民間保育園、市営保育所のいずれにおいても、積極的な支援を行っている。

#### 7 地域の新たな保育ニーズへの対応

民間保育園、市営保育所のいずれにおいても、延長・一時・休日保育を実施している。

#### 8 市営保育所の保育士

保育士を保育所以外の市営施設等にも配置し、幅広い知識・経験の習得に努めている。

## 市営保育所の今後の役割・機能

- 民間保育園とは異なる，行政直営の保育所としての役割・機能を担う。
- さらに，「新制度」に対応するための取組を行う。

### ○ 引き続き担っていく役割・機能

- ・ 虐待や障害の早期発見・対応等のための地域の子育て家庭に対する支援
- ・ 多様化する保育ニーズに対応するための取組のうち，民間保育園での実施が直ちには困難な取組への対応
- ・ 障害のある子どもの入所への対応等

### ○ 新たな役割・機能

- ・ 幼保連携型認定こども園への移行により，幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し，認定こども園に移行する私立幼稚園，民間保育園を支援
- ・ 広域的な地域の子育て支援拠点施設として，地域の子育て支援を充実

### <具体的な取組項目>

- ・ 認定こども園に移行する私立幼稚園，民間保育園に対する支援
- ・ 本市独自の「幼保連携型認定こども園教育・保育課程編成要領」の策定
- ・ 障害のある子どもに対する保育の実践の発信
- ・ 全行政区における要保護児童対策地域協議会への参画
- ・ 地域の子育て支援の取組の充実（市内全域において児童福祉センター，福祉事務所及び保健センターと連携した養育不安や困難を抱える家庭に対する訪問事業等を実施）
- ・ 地域の新たな保育ニーズに対する事業をモデル的に実施（保育体験型親支援事業（親子半日保育体験）等）
- ・ 保育所以外の市営施設等への配置により市営保育所の保育士が習得した知識・経験を市営保育所の運営に活用

## 市営保育所の今後の方向性について

### <基本的な考え方>

- 広域的な役割を担い得る市営保育所については，行政直営の地域の子育て支援拠点施設として更なる機能強化を図る。
- 「新制度」導入後は，一部の市営保育所について，モデル的に幼保連携型認定こども園への移行に取り組む。
- 一方，公民の役割分担を踏まえ，増加かつ多様化する保育ニーズに応えるため，民間への移管に取り組む。
- さらに，今後においても，市営保育所について，地域の保育ニーズ，供給量を勘案のうえ，将来的なあり方の検証を行っていく。

### <具体的な方向性>

#### 1 認定こども園への移行

市立幼稚園をはじめ，私立幼稚園，民間保育園と十分に連携しながら，その取組状況を踏まえ，一部の市営保育所について，モデル的に幼保連携型認定こども園への移行に取り組む。

#### 2 民間への移管

全市的な配置バランスを考慮しつつ，入所児童や周辺地域の子育て家庭への影響に十分配慮しながら，次の市営保育所を対象に順次移管を行う。

平成29年度：錦林・砂川

平成30年度：聚楽・山ノ本

平成31年度：修学院・淀

### <民間への移管のプロセス>

市営保育所の民間への移管に当たっては，入所する児童への影響や保護者の意見に十分配慮

ア 市営保育所移管先選定部会による審査  
イ 入所児童の保護者に対する説明会の開催

ウ 三者協議会の設置

エ 保育内容の引継ぎ

オ 移管後の本市の関与

### 第3 子ども・子育て支援新制度の概要

平成27年4月から実施が予定されている「新制度」においては、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するとともに、保育の量的拡大・質の向上や地域の子育て支援の充実を図ることを目指しています。

「新制度」の実施に当たっては、「京都市子ども・子育て会議<sup>1</sup>」における、幅広い関係者の御意見を踏まえながら、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の施策について、利用状況や潜在的ニーズを的確に把握したうえで、需要の見込量、提供体制の確保の内容及び実施時期を盛り込んだ「京都市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援事業を実施し、子育てがしやすい環境を整備していくこととしています。

#### 【国が掲げる「新制度」における取組の柱】

##### 幼稚園と保育所の良さを併せ持つ「認定こども園」の普及

認可・指導監督の一元化、学校及び児童福祉施設としての法的位置付け、財政支援の一本化等による認定こども園制度の改善により、認定こども園の普及を進め、質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的提供を目指す。

##### 待機児童解消のための保育の量的拡大

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育等の「地域型保育給付」の創設により、保育の量的拡大・確保を図り、待機児童の解消を目指す。

##### 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、すべての子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様な子育て支援事業を拡充し、育児不安の解消を図るなど、地域における子育て支援の充実を目指す。

<sup>1</sup> 「新制度」の実施に当たり、本市の子育て支援施策の総合的な計画であり、「京都市子ども・子育て支援事業計画」等を一体的に盛り込むこととしている「京都市未来こどもプラン」（計画期間：平成22年度～平成26年度）の次期プランの策定、また、京都市の子育て支援施策の推進に当たり、子ども・子育て支援に関わる幅広い関係者の意見を反映することなどを目的にして、平成25年度に条例により設置したもの。

## 第4 民間保育園と市営保育所の現状

### 1 保育所整備、職員体制及び運営費の状況

市内の保育所の整備状況については、社会福祉法人等が運営する民間保育園が約9割、市営保育所が約1割となっています。また、入所児童数についても民間保育園が約9割、市営保育所が約1割となっており、本市の保育の大部分が民間保育園によって提供されています。

【行政区別保育所設置状況】

(平成26年4月1日現在)

〔 単位：上段 箇所  
下段 人 〕

|    |    | 民営    | 公営  | 合 計   |
|----|----|-------|-----|-------|
| 北  | 施設 | 18    | 2   | 20    |
|    | 定員 | 1,880 | 240 | 2,120 |
| 上京 | 施設 | 12    | 1   | 13    |
|    | 定員 | 1,165 | 100 | 1,265 |
| 左京 | 施設 | 27    | 3   | 30    |
|    | 定員 | 2,115 | 355 | 2,470 |
| 中京 | 施設 | 13    | 2   | 15    |
|    | 定員 | 1,530 | 190 | 1,720 |
| 東山 | 施設 | 8     | 1   | 9     |
|    | 定員 | 705   | 110 | 815   |
| 山科 | 施設 | 19    | 1   | 20    |
|    | 定員 | 2,465 | 120 | 2,585 |
| 下京 | 施設 | 10    | 1   | 11    |
|    | 定員 | 960   | 160 | 1,120 |
| 南  | 施設 | 24    | 5   | 29    |
|    | 定員 | 1,885 | 420 | 2,305 |

|    |    | 民営     | 公営    | 合 計    |
|----|----|--------|-------|--------|
| 右京 | 施設 | 30     | 3     | 33     |
|    | 定員 | 2,855  | 150   | 3,005  |
| 西京 | 施設 | 18     | 0     | 18     |
|    | 定員 | 1,825  | 0     | 1,825  |
| 洛西 | 施設 | 8      | 0     | 8      |
|    | 定員 | 925    | 0     | 925    |
| 伏見 | 施設 | 28     | 2     | 30     |
|    | 定員 | 3,095  | 330   | 3,425  |
| 深草 | 施設 | 6      | 1     | 7      |
|    | 定員 | 660    | 60    | 720    |
| 醍醐 | 施設 | 16     | 1     | 17     |
|    | 定員 | 1,615  | 120   | 1,735  |
| 合計 | 施設 | 237    | 23    | 260    |
|    | 定員 | 23,680 | 2,355 | 26,035 |

※ 休所中1箇所（右京区、公営）を除く。

※ 幼保連携型認定こども園1箇所（左京区、民営）を含む。

保育所で働く保育士の配置については、条例<sup>1</sup>に規定している国基準を上回る職員配置がなされており、障害のある入所児童及び地域子育て支援拠点事業に対する職員加配を除き、民間保育園と市営保育所との間で大きな違いはありません。また、民間保育園については、京都市独自の取組であるいわゆるプール制<sup>2</sup>による財政支援により、職員の処遇の向上を図っています。

また、平成24年度の保育所運営費における市継足額（一般財源）は、民間保育園と比べ、市営保育所が児童1人当たり年間約69万円高くなっており、保育所1箇所（定員60名）当たりでは、年間4千万円程度、市営保育所が高コストとなっています。

<sup>1</sup> 平成24年度に、京都市の保育所における人員配置基準、居室面積基準等を定めた「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」を施行

<sup>2</sup> 全民間保育園の横断的な給与体系を確立し、関係職員の処遇改善と、保育園経営の近代化、並びに保育水準の向上を目指した京都市民間保育園職員給与等運用事業

## 2 保育内容について

民間保育園では、各保育園における保育の理念や目標に基づき、保護者の意見も取り入れながら、独自性や創意工夫を活かした保育を実践されています。

市営保育所では、「一人ひとりを主体として受け止め、主体としての心を育てる保育」の実践及び保護者や地域の子育て支援の推進に取り組んでいます。平成26年3月には、市営保育所長会<sup>1</sup>が、市営保育所における保育の質を担保し、更に向上を目指すための具体的な取組の基本となる事項をとりまとめた「市営保育所保育のガイドライン」を作成するとともに、本市のホームページに掲載し、広く情報発信を行っています。

民間保育園、市営保育所のいずれにおいても、保育所保育指針<sup>2</sup>に則した保育を実践するとともに、保育の質の向上に向けた取組を行っています。

## 3 年度途中の入所への対応について

これまで、多くの民間保育園では、経営の安定のため年度当初から定員を充足させてきたのに対し、経営上の制約が少ない市営保育所においては年度当初に定員に満たない保育所が存在したため、年度途中に入所希望があった場合には、受入枠に比較的余裕のある市営保育所に入所する場合が少なくなく、結果として、民間保育園と比べて市営保育所の方が年度途中の児童の増加率が高い状況にありました。

しかし、近年では、保育所への入所を希望する児童が増加したことから、市営保育所においても年度当初から多くの児童が入所しており、年度途中の児童の入所については、民間保育園と市営保育所との間で大きな差は認められない状況となっています。

### 【年度途中の児童の増加率】

|       | 平成22年度 |      | 平成23年度 |      | 平成24年度 |      | 平成25年度 |      |
|-------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
|       | 増加数    | 増加率  | 増加数    | 増加率  | 増加数    | 増加率  | 増加数    | 増加率  |
| 全体    | 1,425  | 5.4% | 1,278  | 4.7% | 1,235  | 4.4% | 1,120  | 3.9% |
| 民間保育園 | 1,243  | 5.1% | 1,161  | 4.6% | 1,146  | 4.5% | 1,009  | 3.9% |
| 市営保育所 | 182    | 8.4% | 117    | 5.1% | 89     | 3.8% | 111    | 4.7% |

※ 増加率：各年度末入所者数に対する年度当初入所者からの増加率

## 4 障害のある子どもの入所への対応について

民間保育園、市営保育所ともに、障害のある子どもの積極的な受入れが行われています。受入人数については民間保育園が市営保育所を上回っていますが、入所児童に対する受入割合は市営保育所のあるすべての行政区において市営保育所が民間保育園を上回っている状況にあります。

なお、民間保育園においても市営保育所と同様、平成25年度から、障害のある子どもに対する職員加配の対象となる児童の認定方法について、より実態を反映した職員の配置となるよう、臨床心理士等の専門職が児童の行動観察を直接行う訪問調査を行ったうえで、児童精神科医師も含めた判定会議により認定するよう見直しを行いました。この見直しにより、障害のある子どもに対す

<sup>1</sup> 市営保育所長により構成し、市営保育所の質の向上と保育所運営を円滑にするため、また、市民や地域ニーズに応えていけるよう、調査・研究・研修を行っている。

<sup>2</sup> 児童福祉施設最低基準の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めたもの（平成20年3月厚生労働大臣による告示）



る職員配置が充実し、障害のある子どもはもとより、障害のない子どもも含め、入所児童全員の処遇の向上が図られました。

【障害児加配の対象となる児童数（行政区別）】

（平成26年3月31日現在）

（単位：人）

|    | 全 体    |       |       | 民間保育園  |       |       | 市営保育所 |      |        |
|----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|------|--------|
|    | 児童数    | 障害児数  | 割合    | 児童数    | 障害児数  | 割合    | 児童数   | 障害児数 | 割合     |
| 北  | 2,553  | 139   | 5.44% | 2,327  | 114   | 4.90% | 226   | 25   | 11.06% |
| 上京 | 1,479  | 62    | 4.19% | 1,308  | 51    | 3.90% | 171   | 11   | 6.43%  |
| 左京 | 2,833  | 98    | 3.46% | 2,458  | 60    | 2.44% | 375   | 38   | 10.13% |
| 中京 | 1,845  | 100   | 5.42% | 1,567  | 65    | 4.15% | 278   | 35   | 12.59% |
| 東山 | 989    | 37    | 3.74% | 868    | 26    | 3.00% | 121   | 11   | 9.09%  |
| 山科 | 3,098  | 84    | 2.71% | 3,017  | 71    | 2.35% | 81    | 13   | 16.05% |
| 下京 | 1,089  | 50    | 4.59% | 981    | 40    | 4.08% | 108   | 10   | 9.26%  |
| 南  | 2,756  | 131   | 4.75% | 2,313  | 78    | 3.37% | 443   | 53   | 11.96% |
| 右京 | 3,279  | 153   | 4.67% | 3,148  | 141   | 4.48% | 131   | 12   | 9.16%  |
| 西京 | 1,899  | 66    | 3.48% | 1,899  | 66    | 3.48% |       |      |        |
| 洛西 | 1,026  | 44    | 4.29% | 1,026  | 44    | 4.29% |       |      |        |
| 伏見 | 3,868  | 176   | 4.55% | 3,531  | 153   | 4.33% | 337   | 23   | 6.82%  |
| 深草 | 836    | 61    | 7.30% | 770    | 50    | 6.49% | 66    | 11   | 16.67% |
| 醍醐 | 1,948  | 70    | 3.59% | 1,833  | 55    | 3.00% | 115   | 15   | 13.04% |
| 合計 | 29,498 | 1,271 | 4.31% | 27,046 | 1,014 | 3.75% | 2,452 | 257  | 10.48% |

【障害児加配の対象となる児童数の推移】

（各年度末現在）

|       | 平成24年度 | 平成25年度  |
|-------|--------|---------|
| 民間保育園 | 795 人  | 1,014 人 |
| 市営保育所 | 240 人  | 257 人   |

## 5 虐待を受けた子どもや気になる子どもの入所への対応について

民間保育園及び市営保育所のいずれにおいても受入れが行われており、受入児童数については民間保育園が市営保育所を上回っていますが、入所児童に対する受入割合は市営保育所が民間保育園を上回っている状況にあります。

【被虐待児童数】

（平成26年4月1日現在 児童相談所調べ）

|       | 児童数      | 被虐待児童数 | 割合    |
|-------|----------|--------|-------|
| 全市計   | 28,871 人 | 449 人  | 1.56% |
| 民間保育園 | 26,587 人 | 373 人  | 1.40% |
| 市営保育所 | 2,284 人  | 76 人   | 3.33% |

## 6 地域の子育て支援について

民間保育園，市営保育所のいずれにおいても，地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ，子育て相談や園庭開放等，地域の子育て家庭等に対する積極的な支援を行っています。

16箇所の市営保育所においては，専任の保育士を配置して，地域子育て支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）を実施しており，地域の子育てサロンやサークル等の自主的活動の育成支援に取り組むとともに，地域のネットワークの強化を図っています。また，各区・支所の福祉事務所及び保健センターと連携し，地域の子育て家庭のうち，養育不安のある保護者や気になる子どもの支援のための家庭訪問を順次実施するなど，子育て家庭の孤立防止に向けた取組を進めています。

### 【市営保育所 拠点事業の利用者数（延べ人数）】

| 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 121, 147 | 116, 019 | 119, 281 | 133, 457 |

### 【市営保育所 拠点事業のうち，家庭訪問延べ回数の推移】

| 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------|----------|
| 166      | 503      |

## 7 地域の新たな保育ニーズへの対応について

### （１）延長保育<sup>1</sup>

民間保育園，市営保育所のいずれにおいても実施しており，民間保育園において，実施箇所数が増加しています。

### 【実施箇所分布（行政区別）】

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

|    | 全 体  |        | 民間保育園 |        | 市営保育所 |        |
|----|------|--------|-------|--------|-------|--------|
|    | 実施箇所 | 実施率    | 実施箇所  | 実施率    | 実施箇所  | 実施率    |
| 北  | 15   | 75.0%  | 14    | 77.8%  | 1     | 50.0%  |
| 上京 | 11   | 84.6%  | 10    | 83.3%  | 1     | 100.0% |
| 左京 | 21   | 70.0%  | 19    | 70.4%  | 2     | 66.7%  |
| 中京 | 11   | 73.3%  | 10    | 76.9%  | 1     | 50.0%  |
| 東山 | 9    | 100.0% | 8     | 100.0% | 1     | 100.0% |
| 山科 | 17   | 85.0%  | 16    | 84.2%  | 1     | 100.0% |
| 下京 | 7    | 63.6%  | 6     | 60.0%  | 1     | 100.0% |
| 南  | 23   | 79.3%  | 20    | 83.3%  | 3     | 60.0%  |
| 右京 | 19   | 57.6%  | 19    | 63.3%  | 0     | 0.0%   |
| 西京 | 14   | 77.8%  | 14    | 77.8%  |       |        |
| 洛西 | 5    | 62.5%  | 5     | 62.5%  |       |        |
| 伏見 | 24   | 80.0%  | 23    | 82.1%  | 1     | 50.0%  |
| 深草 | 5    | 71.4%  | 4     | 66.7%  | 1     | 100.0% |
| 醍醐 | 14   | 82.4%  | 14    | 87.5%  | 0     | 0.0%   |
| 合計 | 195  | 75.0%  | 182   | 76.8%  | 13    | 56.5%  |

<sup>1</sup> 通常の保育時間（８時３０分から１７時までの８時間３０分）の前後１時間を延長して行う特例保育に加え，更に１１時間を超えて行う保育

## (2) 一時保育<sup>1</sup>

民間保育園、市営保育所のいずれにおいても実施しており、1箇所当たりの利用状況は、実施しているすべての行政区において、市営保育所が民間保育園を上回っています。

なお、平成24年度から、すべての市営保育所において、一時保育を実施している市営保育所を補完するため、既存の体制の下で受入れが可能な場合に、一時保育を必要とする児童を受け入れる取組を行っています。

### 【実施箇所分布（行政区別）】

(平成26年4月1日現在)

|    | 全 体   |       | 民間保育園 |       | 市営保育所 |        |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
|    | 実施箇所数 | 実施率   | 実施箇所数 | 実施率   | 実施箇所数 | 実施率    |
| 北  | 4     | 20.0% | 3     | 16.7% | 1     | 50.0%  |
| 上京 | 3     | 23.1% | 3     | 25.0% | 0     | 0.0%   |
| 左京 | 5     | 16.7% | 4     | 14.8% | 1     | 33.3%  |
| 中京 | 3     | 20.0% | 2     | 15.4% | 1     | 50.0%  |
| 東山 | 4     | 44.4% | 3     | 37.5% | 1     | 100.0% |
| 山科 | 3     | 15.0% | 3     | 15.8% | 0     | 0.0%   |
| 下京 | 3     | 27.3% | 2     | 20.0% | 1     | 100.0% |
| 南  | 5     | 17.2% | 4     | 16.7% | 1     | 20.0%  |
| 右京 | 5     | 15.2% | 5     | 16.7% | 0     | 0.0%   |
| 西京 | 3     | 16.7% | 3     | 16.7% |       |        |
| 洛西 | 2     | 25.0% | 2     | 25.0% |       |        |
| 伏見 | 5     | 16.7% | 5     | 17.9% | 0     | 0.0%   |
| 深草 | 2     | 28.6% | 2     | 33.3% | 0     | 0.0%   |
| 醍醐 | 3     | 17.6% | 3     | 18.8% | 0     | 0.0%   |
| 合計 | 50    | 19.2% | 44    | 18.6% | 6     | 26.1%  |

### 【利用者数（行政区別）】

(平成25年度実績)

(単位：人)

|    | 合 計    |            | 民間保育園  |            | 市営保育所  |            |
|----|--------|------------|--------|------------|--------|------------|
|    | 利用者数   | 1箇所当たり利用者数 | 利用者数   | 1箇所当たり利用者数 | 利用者数   | 1箇所当たり利用者数 |
| 北  | 6,155  | 1,539      | 4,332  | 1,444      | 1,823  | 1,823      |
| 上京 | 4,529  | 1,510      | 2,711  | 1,356      | 1,818  | 1,818      |
| 左京 | 5,838  | 1,168      | 3,546  | 887        | 2,292  | 2,292      |
| 中京 | 4,765  | 1,588      | 3,186  | 1,593      | 1,579  | 1,579      |
| 東山 | 3,301  | 825        | 944    | 315        | 2,357  | 2,357      |
| 山科 | 5,198  | 1,733      | 5,198  | 1,733      | 0      | 0          |
| 下京 | 4,803  | 1,601      | 2,927  | 1,464      | 1,876  | 1,876      |
| 南  | 2,409  | 482        | 680    | 170        | 1,729  | 1,729      |
| 右京 | 11,312 | 2,262      | 11,312 | 2,262      | 0      | 0          |
| 西京 | 5,177  | 1,726      | 5,177  | 1,726      |        |            |
| 洛西 | 3,540  | 1,770      | 3,540  | 1,770      |        |            |
| 伏見 | 4,205  | 841        | 4,205  | 841        | 0      | 0          |
| 深草 | 2,025  | 1,013      | 2,025  | 1,013      | 0      | 0          |
| 醍醐 | 1,262  | 421        | 1,262  | 421        | 0      | 0          |
| 合計 | 64,519 | 1,290      | 51,045 | 1,187      | 13,474 | 1,925      |

<sup>1</sup> 保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病等による緊急時の保育及び保護者のリフレッシュを図るための一時的な保育など

### (3) 休日保育<sup>1</sup>

民間保育園 5 箇所，市営保育所 1 箇所において実施しています。

#### 【利用者数】

(平成 25 年度実績)

|       | 開所日数 | 延べ利用者数  | 1日当たり延べ利用者数 |
|-------|------|---------|-------------|
| 全市計   | 402日 | 2,468 人 | 6.2 人       |
| 民間保育園 | 335日 | 1,967 人 | 5.9 人       |
| 市営保育所 | 67日  | 501 人   | 7.5 人       |

## 8 市営保育所の保育士について

本市ではこれまで、職員である保育士を、市営保育所のほか、他の市営施設（身体障害者リハビリテーションセンター（障害者支援施設）、若杉学園（生活介護事業所）、児童相談所相談課（一時保護所）、青葉寮（情緒障害児短期治療施設）等）に配置し、保育士の専門性を活かして障害児や被虐待児等への支援に携わるとともに、習得した知識・経験を市営保育所運営に活かしています。

平成 23 年度からは福祉事務所の児童・母子福祉担当係長の業務，平成 24 年度からは児童相談所及び発達相談所のインテーク<sup>2</sup>やケースワーク<sup>3</sup>業務にも従事するなど，保育士の活動の場を拡大し，児童ソーシャルワークの知識・経験の習得に努めています。

また，保育課に第一線でノウハウを培ってきた所長・副所長経験者を中心に配置し，市営保育所で実践する保育の指導や研修の企画のほか，教育委員会や保育・教育関係団体等との連携，民間保育園に対する監査への監査吏員としての参加等，京都市全体の保育の向上に取り組んでいます。

#### 【保育所以外での保育士の配置状況（平成 26 年 4 月 1 日時点）】

- 身体障害者リハビリテーションセンター
- 若杉学園
- 児童相談所支援課・相談課
- 第二児童相談所
- 発達相談所発達相談課・診療療育課
- 青葉寮
- 福祉事務所支援（保護）課
- こどもみらい館
- 保育課

<sup>1</sup> 日曜・祝日等において，保護者の就労等により保育が困難となる児童に対する保育

<sup>2</sup> 相談者の面接を行うこと

<sup>3</sup> 支援を必要とする方に個別支援を行うこと

## 第5 市営保育所の今後の役割・機能

「基本方針」では、民間保育園に対し、財政支援も含めた取組の充実を検討するとともに、市営保育所においては、民間保育園とは異なる、行政直営の保育所としての役割・機能を明確にして、本市全体の保育水準の向上を図っていくこととしています。

このため、虐待の早期発見・早期対応や未然防止、障害の早期発見・早期支援等、保育所に入所している児童だけでなく、地域の子育て家庭に対する支援の充実等、新たな取組で民間保育園による実施が直ちには困難であると思われるものについては、まず、市営保育所において、積極的にその役割・機能を担っていくこととしています。また、年度途中の入所や障害のある子どもの入所への対応等についても、民間保育園における支援が十分に行き渡るまでの間は、市営保育所において、引き続き、積極的に取り組むこととしています。

このうち、年度途中の入所への対応については、近年、民間保育園と市営保育所との間で大きな違いは認められない状況となっていますが、その他の役割・機能については、行政直営の保育所として、引き続き、その役割・機能を担っていく必要があることに加え、様々な子育て支援に関わる団体等をつなぎ、広く地域全体で子育て支援に取り組めるよう、ネットワークの形成等を図っていくこととします。

さらに、平成27年4月から実施が予定されている「新制度」に対応するための取組を行っていくこととします。

### 1 保育内容について

民間保育園と協働して本市の保育内容の質の向上に取り組むとともに、今後、「新制度」において、新たな事業者が参入してくる可能性があることから、適切な幼児期の学校教育・保育水準を担保していくための取組が必要となります。このため、市営保育所における実践を通じて、行政による指導・監督・助言のために必要なノウハウ・専門性を蓄積するとともに、目指すべき幼児期の学校教育・保育の内容を研究し、広く発信していきます。

また、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領<sup>1</sup>」の理念を取り入れつつ、市立幼稚園、市営保育所がそれぞれ長年培ってきた幼児期の学校教育・保育の理念を融合した本市独自の「幼保連携型認定こども園教育・保育課程編成要領」を策定し、「新制度」に対する私立幼稚園、民間保育園での取組状況を踏まえながら、一部の市営保育所について、モデル的に幼保連携型認定こども園への移行に取り組めます。

幼保連携型認定こども園への移行により、幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、その実践例を対外的に提示するなど、認定こども園に移行する私立幼稚園、民間保育園への支援に取り組めます。

#### 【具体的な取組】

- 一部の市営保育所についてモデル的に幼保連携型認定こども園へ移行（新規）
- 認定こども園に移行する私立幼稚園、民間保育園に対する支援（新規）
- 本市独自の「幼保連携型認定こども園教育・保育課程編成要領」の策定（新規）
- 市営保育所の第三者評価の受審及び結果の公表（継続）

<sup>1</sup> 改正後のいわゆる「認定こども園法」第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容に関する基準として国が策定したもの。

## 2 年度途中の入所への対応について

近年では市営保育所についても、民間保育園と同様、年度当初から多くの児童を受け入れており、民間保育園と市営保育所の間に大きな違いは認められない状況となっており、今後も、共に途中入所への対応に取り組んでいきます。

## 3 障害のある子どもの入所への対応について

民間保育園における障害のある子どもの認定方法について改善を図ったものの、職員加配については、民間保育園と市営保育所で差があり、引き続き、市営保育所で積極的に受入れを行っていきます。また、民間保育園においても、障害のある子どもの受入れがより積極的に行われ、障害のある子どもが身近な地域で生活できるよう、民間保育園における障害児加配のあり方について、引き続き検討していきます。

### 【具体的な取組】

- 民間保育園における障害のある子どもに対する職員加配のあり方の検討（継続）
- 市営保育所における障害のある子どもに対する保育の実践の発信（継続）

## 4 虐待を受けた子どもや気になる子どもの入所への対応

虐待を受けた子どもや気になる子どもについては、特別な職員加配は行っていないですが、民間保育園及び市営保育所ともに受入れを行っており、民間保育園においても十分に対応は可能であると考えられます。しかし、こうした子どもたちは近年、増加傾向にあることから、引き続き、公民ともに積極的な受入れを図っていく必要があります。

民間保育園においても、より多くの受入れを行っていただけるよう、児童福祉センターや子ども支援センターなど、関係機関の連携による支援の強化を図ります。

### 【具体的な取組】

- 全行政区における要保護児童対策地域協議会への参画（新規）
- 児童福祉センターや子ども支援センター等の関係機関による民間保育園に対する支援の強化（充実）

## 5 地域の子育て支援について

児童虐待の早期発見・早期対応や未然防止、障害の早期発見・早期支援のため、すべての市営保育所において、児童福祉センターや各区・支所の福祉事務所及び保健センターと連携して、民間保育園をはじめ、地域における子育て支援に取り組んでいる施設や各種団体等と共に、地域ぐるみで子育て家庭をサポートする取組を展開していきます。

このため、市営保育所においては、拠点事業を実施するとともに、現在の機能を更に強化し、地域全体で子育て家庭の支援ができるよう、様々な地域住民・団体の発掘や、支援・協力関係の構築により、広域的なネットワークを形成します。さらに、関係機関と連携した養育不安や困難を抱える家庭への訪問、情報不足により子育てに悩みを持つ家庭への訪問等、幅広く子育てに関する相談等に対応する取組を展開することで、地域で安心して子育てができる環境づくりを進めていきます。

なお、市営保育所が設置されていない行政区においては、拠点事業の機能の

うち、保育所の人的・物的資源を活用した地域の子育て関連情報の提供、子育て親子の交流の促進等を行う機能について、民間保育園に事業を委託することとします。

【具体的な取組】

- 市内全域において児童福祉センター、福祉事務所及び保健センターと連携した養育不安や困難を抱える家庭に対する訪問事業等の取組（新規）
- 全行政区における要保護児童対策地域協議会への参画（新規・再掲）
- 福祉事務所の子ども支援センターとの積極的な協働（継続）
- 市営保育所のない区における拠点事業の民間保育園への一部委託（新規）

## 6 地域の新たな保育ニーズへの対応について

社会状況の変化により、新たに高まっている保育ニーズのうち、まだ実施されていない、又は十分に展開されていないもので、財政面の支援なしには民間保育園での実施が困難であると思われる事業等について、まず市営保育所においてモデル的に実施し、その成果を十分に検証したうえで、民間保育園の取組へと反映させていきます。

また、新制度の導入とともに、今後高まっていく幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の課題やニーズに応えられるように取り組んでいきます。

【具体的な取組】

- 認定こども園に移行する私立幼稚園、民間保育園に対する支援（新規・再掲）
- 市内全域における児童福祉センター、福祉事務所及び保健センターと連携した養育不安や困難を抱える家庭に対する訪問事業等の取組（新規・再掲）
- 全市営保育所の連携による一時保育の取組（継続）
- 保育体験型親支援事業（親子半日保育体験）の取組（充実）
- 一部の市営保育所についてモデル的に幼保連携型認定こども園へ移行（新規・再掲）

## 7 市営保育所の保育士について

児童福祉センターや福祉事務所をはじめとする子育てに関わる様々な本市の行政機関において、現状の職域のみにとどまらず、幅広い分野で保育士としての専門性を活かすとともに、習得した児童ソーシャルワーク等の知識・経験を市営保育所の運営に活かし、地域に発信できるよう、効果的な職員配置を行います。

また、一定数の保育士を継続して採用し、公務員の保育士として必要な知識や専門性を市営保育所での実践を通じて、長期的に切れ目なく継承・発展・蓄積しながら、民間保育園とも協働し、本市全体の保育の水準の維持及び向上を図っていきます。

## 第6 市営保育所の今後の方向性について

### 1 基本的な考え方

比較的大規模で、ターミナルに近いなど、広域の地域の子育て家庭に対する支援施設としての役割を担い得る市営保育所については、地域の子育て家庭に対する支援をはじめ、障害のある子ども、虐待を受けた子どもや気になる子どもに対する積極的な対応など、行政直営の保育所として求められる役割・機能を十分に果たしていくため、地域の子育て支援拠点施設として、更なる機能強化を図ります。

また、「新制度」導入後は、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供とその実践例の提示や、認定こども園に移行する私立幼稚園や民間保育園に対する支援を行うため、市立幼稚園をはじめ、私立幼稚園や民間保育園と十分に連携しながら、その取組状況を踏まえ、一部の市営保育所について、モデル的に幼保連携型認定こども園への移行に取り組みます。

一方で、本市の厳しい財政状況の下、将来に渡り最適な市民サービスの提供を図るには、京都市財政改革有識者会議が「新たな福祉施策の実施に必要な財源は、社会経済情勢の変化なども踏まえた既存福祉施策の見直しにより確保することとする財政運営ルール確立を検討する必要がある。」と提言しているように、時代の変化等を常にとらえながら、公民の役割分担を見直し、持続可能な行財政を確立していく必要があります。このため、市営保育所は民間保育園と比べて高コストとなっている現状及び民間における運営の柔軟性等を踏まえ、全市的な配置バランスを考慮しつつ、民間への移管を更に進めていきます。

さらに、今後においても、市営保育所について、地域の保育ニーズ、供給量を勘案し、公民の役割分担の観点から、将来的なあり方について、不断の検証を行っていきます。

### 2 具体的な方向性

#### (1) 認定こども園への移行

幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所の良さを併せ持ち、子どもたちに質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するとともに、保護者の就労状況にかかわらず、より身近な施設で学校教育・保育の利用が可能となるなど、新制度の下、新たな利用者ニーズに応えていくものです。

市営保育所においては、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供とその実践例の提示や、認定こども園に移行する私立幼稚園、民間保育園に対する支援を行うため、市立幼稚園をはじめ、私立幼稚園や民間保育園と十分に連携しながら、その取組状況を踏まえ、一部の市営保育所について、モデル的に幼保連携型認定こども園への移行に取り組みます。

なお、幼保連携型認定こども園への移行に当たっては、保育所待機児童ゼロを維持するため、2号及び3号認定子ども（保育を必要とする子ども）の定員減とならないよう留意することとします。また、1号認定子ども（3～5歳の幼児教育のみ）の定員枠の設定については、民間での取組状況や地域の児童の状況を十分に踏まえたうえで、検討することとします。



## （２）民間への移管

市営保育所の市域における配置バランスを考慮し、比較的大規模で、ターミナルに近いなど、広域の地域の子育て家庭に対する支援施設としての役割を担い得るものについては、行政直営の保育所として求められる役割・機能をより一層強化していくこととします。

一方、本市の厳しい財政状況の下、今後とも増加かつ多様化する保育ニーズに応えるため、民間保育園におけるこれまでの取組や民間における運営の柔軟性・運営費面でのメリット等を踏まえて、市営保育所（京北地域を除く。）が複数所在する地域（左京区、中京区、南区、伏見区）の保育所について、平成２９年度からの３年間で６箇所を民間へ移管することとします。これによって生じた財源を活用し、本市の子育て支援の更なる拡充を図ります。

なお、民間への移管に当たっては、入所児童や周辺地域の子育て家庭への影響に十分に配慮し、同一行政区での移管が連続しないよう、各年度に、異なる行政区に所在する市営保育所を２箇所ずつ、順次移管していくこととします。

また、「新制度」の導入を踏まえ、移管先法人等の募集に当たっては、認定こども園への移行も想定し、京都市内において認可保育所の運営に携わる社会福祉法人等に加えて、私立幼稚園を運営する学校法人等も対象に加えることとします。

### 【移管対象保育所】

- 平成２９年度移管対象保育所： 錦林保育所，砂川保育所
- 平成３０年度移管対象保育所： 聚楽保育所，山ノ本保育所
- 平成３１年度移管対象保育所： 修学院保育所，淀保育所

## （３）民間への移管のプロセス

市営保育所の民間への移管に当たっては、入所する児童への影響や保護者の意見に十分配慮しながら、次のとおり取り組むこととします。

なお、今後も、移管の取組状況を踏まえつつ、移管手続の改善を図っていきます。

ア 京都市子ども・子育て会議 児童福祉分科会 市営保育所移管先選定部会（以下「選定部会」という。）による審査

移管先法人の選定等を行うに当たり、法人運営、保育内容や移管手続、利用者の視点を踏まえた外部有識者等により構成されている選定部会において、審査を実施します。

なお、移管先法人の選定を行う際には、移管対象保育所に入所する保護者の意向を十分に踏まえることとし、選定部会における保護者意見の聴取、保護者の同行による実地審査等を行います。

イ 入所児童の保護者に対する説明会の開催

民間への移管が実施されるまでの間、移管対象保育所の入所児童の保護者等に対する説明会を複数回開催するなど、十分な説明を行います。

ウ 三者協議会の設置

民間への移管について、入所児童への影響や保護者の意向を十分に踏まえたものとなるよう、移管先法人選定後、入所児童の保護者、移管先法人及び本市による三者協議会を設置します。

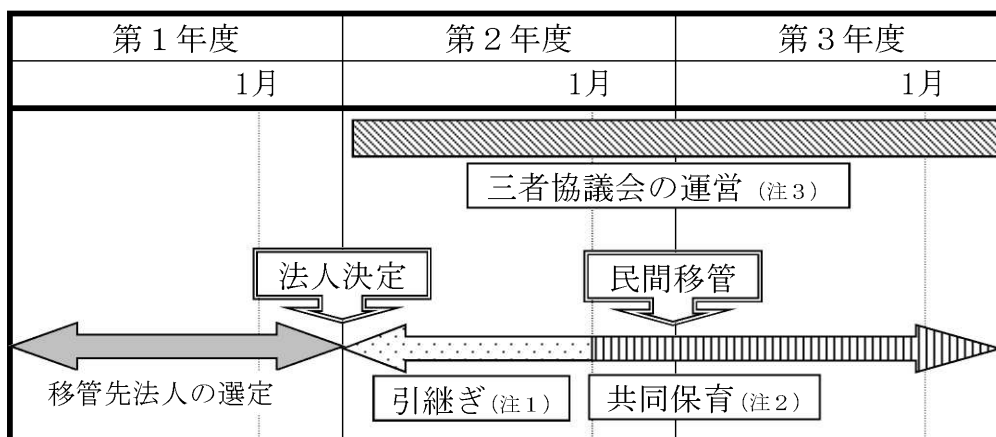
エ 保育内容の引継ぎ

移管する市営保育所においては、安定した保育を継続して提供できるよう、移管前及び移管後を合わせて、2年間、市営保育所職員と移管先法人職員によって引継ぎ・共同保育を行います。

オ 移管後の本市の関与

移管後において提供されるサービスの質を検証するため、移管先法人に対し、移管した保育所についての第三者評価の受審を義務付けます。

《民間への移管の基本的な流れ（イメージ）》



注1 園長予定者等への保育の引継ぎ

注2 移管前は担任保育士等を受入れ、移管後は一部の保育士を派遣

注3 設置期間に関しては、三者での協議を踏まえたうえで決定

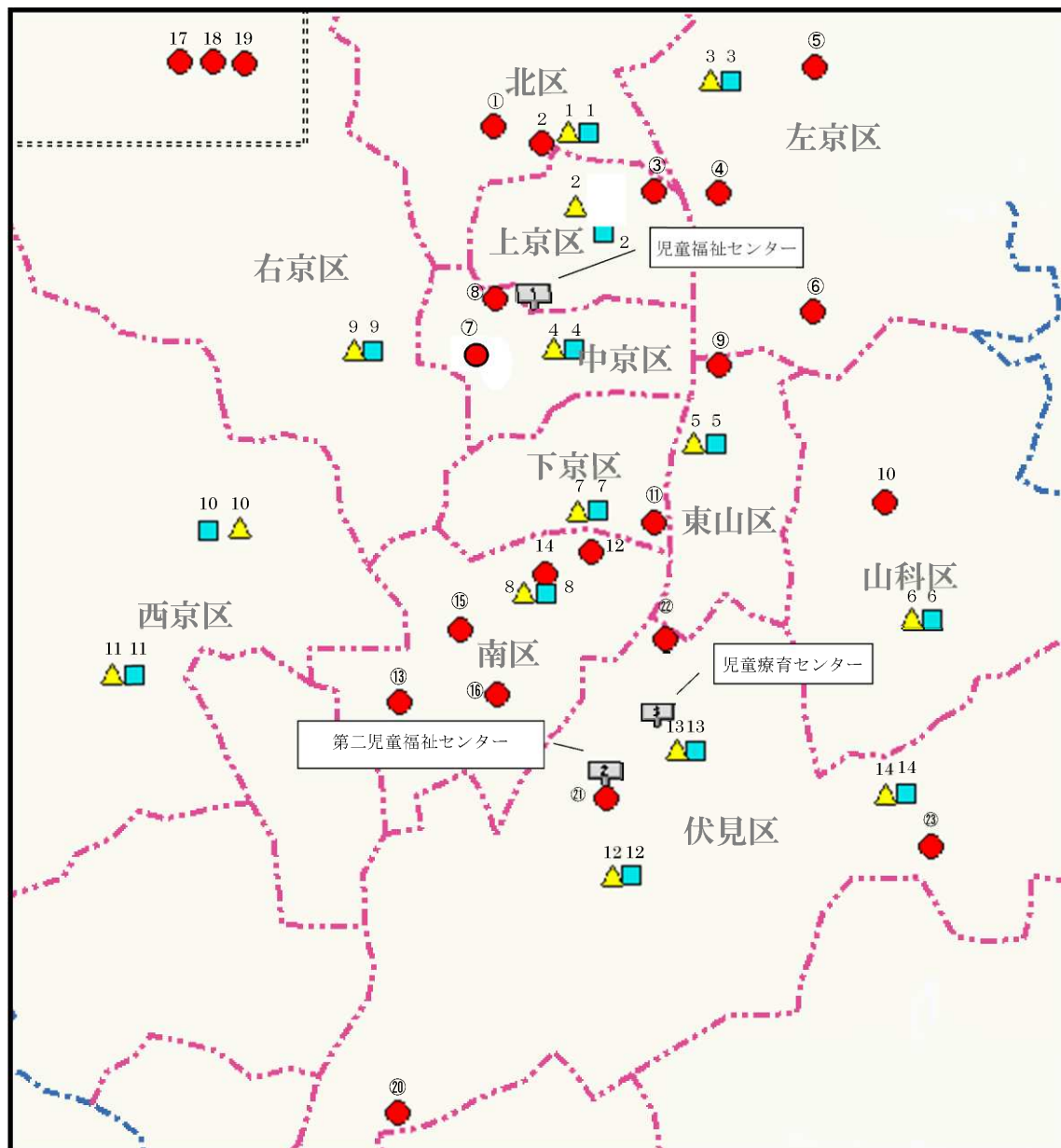
## 【市営保育所一覧】

(平成 2 6 年 4 月 1 日時点)

| 区   | 保育所名    | 所在地                    | 定 数   |       |       | 4 月在籍児童数 |     |     |     |     |     |       | 特別保育等 |    |    |    |
|-----|---------|------------------------|-------|-------|-------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|----|----|----|
|     |         |                        | 合計    | 乳児    | 幼児    | 0歳       | 1歳  | 2歳  | 3歳  | 4歳  | 5歳  | 合計    | 延長    | 一時 | 休日 | 拠点 |
| 北   | 楽只保育所   | 紫野北花ノ坊町 1 8            | 180   | 80    | 100   | 10       | 27  | 26  | 33  | 33  | 22  | 151   | ○     | ○  |    | ○  |
|     | 船岡乳児保育所 | 紫野下築山町 2 0             | 60    | 60    |       | 5        | 15  | 25  | 0   | 0   | 0   | 45    |       |    |    |    |
| 上   | 鶴山保育所   | 寺町通今出川上る 5 丁目鶴山町 5 - 6 | 100   | 30    | 70    | 10       | 15  | 18  | 25  | 26  | 24  | 118   | ○     |    |    | ○  |
| 左   | 養正保育所   | 田中玄京町 1 4 9            | 195   | 90    | 105   | 14       | 34  | 36  | 40  | 38  | 29  | 191   | ○     |    |    | ○  |
|     | 修学院保育所  | 修学院犬塚町 3 0 - 1         | 90    | 30    | 60    | 6        | 14  | 17  | 21  | 21  | 19  | 98    | ○     |    |    | ○  |
|     | 錦林保育所   | 鹿ヶ谷高岸町 3 - 2           | 70    | 40    | 30    | 5        | 15  | 14  | 17  | 16  | 13  | 80    |       | ○  |    | ○  |
| 中   | 壬生保育所   | 西ノ京新建町 1               | 90    | 40    | 50    | 12       | 20  | 18  | 19  | 20  | 23  | 112   |       | ○  |    | ○  |
|     | 聚楽保育所   | 聚楽廻松下町 9 - 4           | 100   | 40    | 60    | 9        | 18  | 21  | 26  | 26  | 25  | 125   | ○     |    |    | ○  |
| 東   | 三条保育所   | 三条大橋東三丁目下る長光町 6 2 1    | 110   | 55    | 55    | 14       | 23  | 22  | 21  | 22  | 17  | 119   | ○     | ○  |    | ○  |
| 山   | 鏡山保育所   | 厨子奥苗代元町 1 6 - 5        | 120   | 20    | 100   | 6        | 5   | 9   | 21  | 24  | 24  | 89    | ○     |    |    |    |
| 下   | 崇仁保育所   | 下之町 4 - 3              | 160   | 70    | 90    | 7        | 21  | 23  | 19  | 15  | 22  | 107   | ○     | ○  |    | ○  |
| 南   | 九条保育所   | 西九条春日町 4 9             | 60    | 30    | 30    | 2        | 10  | 7   | 11  | 8   | 14  | 52    | ○     |    |    |    |
|     | 久世保育所   | 久世大築町 5 0              | 120   | 60    | 60    | 11       | 26  | 27  | 24  | 21  | 23  | 132   | ○     | ○  |    | ○  |
|     | 南保育所    | 西九条南田町 9               | 120   | 50    | 70    | 11       | 20  | 22  | 24  | 24  | 24  | 125   | ○     |    |    |    |
|     | 吉祥院保育所  | 吉祥院菅原町 2 2 - 1         | 60    | 30    | 30    | 5        | 8   | 8   | 10  | 14  | 16  | 61    |       |    |    | ○  |
|     | 山ノ本保育所  | 上鳥羽山ノ本町 6 1            | 60    | 20    | 40    | 3        | 10  | 12  | 16  | 15  | 15  | 71    |       |    |    | ○  |
| 右   | ひかり保育所  | 京北井戸町丸山 1 1 0          | 30    | 30    |       | 1        | 1   | 4   | 8   | 6   | 7   | 27    |       |    |    |    |
|     | 弓削保育所   | 京北下弓削町狭間谷 6 - 1        | 60    | 60    |       | 0        | 5   | 4   | 10  | 8   | 11  | 38    |       |    |    |    |
|     | 周山保育所   | 京北五本松町西山 2 4 - 3       | 60    | 60    |       | 0        | 4   | 2   | 8   | 12  | 21  | 47    |       |    |    |    |
| 伏   | 淀保育所    | 淀下津町 9 6               | 150   | 50    | 100   | 9        | 12  | 25  | 29  | 30  | 26  | 131   | ○     |    |    | ○  |
|     | 改進保育所   | 竹田狩賀町 1 5 3 - 1        | 180   | 80    | 100   | 17       | 31  | 32  | 48  | 29  | 36  | 193   |       |    | ○  | ○  |
|     | 砂川保育所   | 深草六反田町 4 - 7           | 60    | 30    | 30    | 8        | 10  | 13  | 12  | 14  | 11  | 68    | ○     |    |    | ○  |
|     | 辰巳保育所   | 醍醐外山街道町 2 1 - 2 1      | 120   | 60    | 60    | 5        | 13  | 15  | 24  | 28  | 19  | 104   |       |    |    | ○  |
| 合 計 |         |                        | 2,355 | 1,115 | 1,240 | 170      | 357 | 400 | 466 | 450 | 441 | 2,284 | 13    | 6  | 1  | 16 |

## 【市内配置図（市営保育所、福祉事務所、保健センター及び児童福祉センター等）】

(平成 26 年 4 月 1 日時点)



※ ● は市営保育所（丸数字は地域子育て支援拠点事業実施保育所），■ は福祉事務所，  
▲ は保健センター

|    |           |    |          |          |           |           |           |            |
|----|-----------|----|----------|----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 北  | ① 柴只保育所   | 東山 | ⑨ 三条保育所  | 右京       | 17 ひかり保育所 | 1 北福祉事務所  | 6 山科福祉事務所 | 10 西京福祉事務所 |
| 上京 | 2 船岡乳児保育所 | 山科 | 10 鏡山保育所 | 18 弓削保育所 | 2 上京福祉事務所 | 2 上京福祉事務所 | 7 下京福祉事務所 | 11 洛西福祉事務所 |
| 左京 | ③ 鶴山保育所   | 下京 | ⑪ 崇仁保育所  | 19 周山保育所 | 3 左京福祉事務所 | 3 左京福祉事務所 | 8 南福祉事務所  | 12 伏見福祉事務所 |
|    | ④ 養正保育所   |    | 12 九条保育所 | 20 淀保育所  | 4 中京福祉事務所 | 4 中京福祉事務所 | 9 右京福祉事務所 | 13 深草福祉事務所 |
|    | ⑤ 修学院保育所  |    | ⑬ 久世保育所  | 21 改進保育所 | 5 東山福祉事務所 | 5 東山福祉事務所 |           | 14 醍醐福祉事務所 |
|    | ⑥ 錦林保育所   | 南  | 14 南保育所  | 22 砂川保育所 |           |           |           |            |
| 中京 | ⑦ 壬生保育所   |    | ⑮ 吉祥院保育所 | 23 辰巳保育所 |           |           |           |            |
|    | ⑧ 聚楽保育所   |    | ⑯ 山ノ本保育所 |          |           |           |           |            |

## 公民別保育所運営費の状況（平成 24 年度決算）

## ○民間保育園

（単位：千円）

|                  |  |                  |            |           |
|------------------|--|------------------|------------|-----------|
| 保育所総運営費          |  | 年間月平均入所人員        |            |           |
| 30,185,107       |  | 26,364 人         |            |           |
| 1人当たり 95,411 円／月 |  |                  |            |           |
| 国基準による運営費        |  |                  | 市継足額       |           |
| 25,269,192       |  |                  |            |           |
| 1人当たり 79,873 円／月 |  |                  |            |           |
| 国市義務負担分          |  | 国基準保育料           |            |           |
| 16,632,165       |  | 8,637,027        |            |           |
| 1人当たり 52,572 円／月 |  | 1人当たり 27,301 円／月 |            |           |
| 4,915,915        |  |                  |            |           |
| 国庫負担金            |  | 市負担金             | 市保育料       | 市軽減額      |
| 8,064,016        |  | 8,568,149        |            |           |
| 1人当たり 25,489 円／月 |  | 1人当たり 27,083 円／月 | 5,837,366  | 2,799,661 |
| 国負担金             |  | 一般財源化            | 1人当たり      | 1人当たり     |
| 8,030,577        |  |                  | 18,451 円／月 | 8,849 円／月 |
| (注)              |  |                  |            |           |

（注）地方交付税等の算定において推定される理論値である。

## ○市営保育所

（単位：千円）

|                   |  |                  |                 |
|-------------------|--|------------------|-----------------|
| 保育所総運営費           |  | 年間月平均入所人員        |                 |
| 4,468,334         |  | 2,426 人          |                 |
| 1人当たり 153,488 円／月 |  |                  |                 |
| 国基準による運営費         |  |                  | 市継足額            |
| 2,338,196         |  |                  |                 |
| 1人当たり 80,317 円／月  |  |                  |                 |
| 国市義務負担分           |  | 国基準保育料           |                 |
| 1,636,443         |  | 701,753          |                 |
| 1人当たり 56,212 円／月  |  | 1人当たり 24,105 円／月 |                 |
| 国庫負担金             |  | 市負担金             |                 |
| 787,452           |  | 848,991          |                 |
| 1人当たり 27,049 円／月  |  | 1人当たり 29,163 円／月 |                 |
| 国負担金              |  | 市保育料             |                 |
| 96,799            |  | 468,842          |                 |
| 一般財源化             |  | 市軽減額             |                 |
| 690,653           |  | 232,911          |                 |
| (注)               |  | 1人当たり 16,105 円／月 | 1人当たり 8,001 円／月 |

（注）地方交付税等の算定において推定される理論値である。

【公民別保育所運営費における市継足額の差について（平成２４年度決算）】

○ 保育所運営費における市継足額

|       | 市継足額                                                    |
|-------|---------------------------------------------------------|
| 民間保育園 | 15,539 円／月（１人当たり）<br>※【計算】4,915,915 千円÷（26,364 人×12 箇月） |
| 市営保育所 | 73,170 円／月（１人当たり）<br>※【計算】2,130,138 千円÷（2,426 人×12 箇月）  |

（参考）市継足額部分における超過経費の内訳

|                    |            |                |
|--------------------|------------|----------------|
| 市継足額超過経費合計（１人当たり）  | 57,631 円／月 | 1,677,754 千円／年 |
| 内 訳                |            |                |
| ① 公民の平均給与格差の総額（※１） | 39,338 円／月 | 1,145,200 千円／年 |
| ② 拠点事業人件費等分        | 5,808 円／月  | 169,074 千円／年   |
| ③ 障害児の受入人数の差       | 10,616 円／月 | 309,051 千円／年   |
| ④ 独自サービス（※２）       | 197 円／月    | 5,749 千円／年     |
| ⑤ その他（※３）          | 1,672 円／月  | 48,680 千円／年    |

※１ 保育士 市営保育所：約７００万円（共済費込み）、平均勤続年数１５．２年

民間保育園：約４９０万円（共済費込み）、平均勤続年数１１．０年

調理師 市営保育所：約７７０万円（共済費込み）、平均勤続年数１９．６年

民間保育園：約４２０万円（共済費込み）、平均勤続年数８．０年

※２ 午睡用布団の維持費用

※３ 職員配置上の常勤・非常勤の差等